

令和2年産米を生産する農家の皆様へ

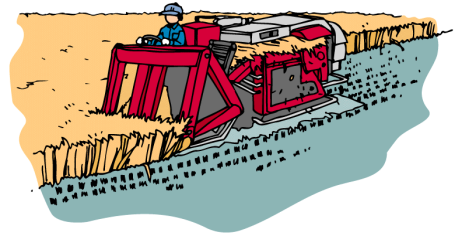
大切なお知らせ

福島県では、令和2年産米より、避難指示等のあった12市町村では「**全量全袋検査**」を継続し、それ以外の地域においては、「**モニタリング（抽出検査）**」に移行します。

生産者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

○全量全袋検査を継続する地域

田村市、南相馬市、広野町、檜葉町、
富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、
葛尾村、飯舘村及び川俣町（旧山木屋村）



○その他の地域はモニタリングへ移行しますので、以下の点にご注意下さい。

- 令和2年産米の検査は、旧市町村ごとに実施します。
- 検査結果が出るまでは、本年産米の出荷・販売を控えて下さい。
- 出荷・販売の自粛は、旧市町村ごとの解除となります。

＜モニタリング（抽出検査）の概要＞

- ・ モニタリングの結果が判明するまでは、無償譲渡を含む出荷・販売の自粛をお願いします。
- ・ 県では、旧市町村（昭和25年2月1日時点）ごとに3点のモニタリングを実施します。
- ・ 検査の結果、玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出されなかった場合は 旧市町村ごとに出荷・販売の自粛を解除します。

県産米の安全確保のため、農家の皆様には引き続き、収穫・乾燥・調製時の異物混入による二次的な汚染防止などの取り組みに御協力をお願いします。

○モニタリングの詳細は、県の水田畑作課のホームページへ掲載します→

○ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

■ 問い合わせ先 福島県県北農林事務所 農業振興普及部

TEL：024-521-2608

